

別表1 個人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
森林保護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 国又は地方公共団体の策定する森林保護策定業務に従事したもの (3) 行政職員として森林保護に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの (4) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (5) 林業関係の技術士の資格を有するもの (6) 森林インストラクターの資格を有するもの (7) 森林保護に関連する業務に主として3年以上従事したもの (8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
自然観察	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員として自然観察に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (4) 自然保護・自然観察指導員の資格を有するもの (5) 自然観察に関連する業務に主として3年以上従事したもの (6) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
ビオトープ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 行政職員としてビオトープに係る業務に通算5年を超える期間従事したもの (3) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (4) 管理士の資格を有するもの (5) ビオトープに関連する業務に主として3年以上従事したもの (6) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの
鳥獣保護	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 獣医師もしくは動物園等で飼育などに携わるもの (3) 行政職員として鳥獣保護に係る業務に通算5年を超える期間従事したもの (4) 環境省の環境カウンセラーの資格を有するもの (5) 県より鳥獣保護員の委嘱を受けているもの (6) 県より傷病野生鳥獣の保護サポーターの認定を受けているもの (7) 鳥獣保護に関連する業務に主として3年以上従事したもの (8) その他市長が同等以上の知見を有すると特に認めたもの

別表2 法人の知見を判断する基準

分野	基準（一つ以上該当すること）
森林保護	(1) 営利を目的としないものであって、森林保護に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
自然観察	(1) 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第2条に基づき登録を受けたもの (2) 営利を目的としないものであって、自然観察に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (3) その他市長が認めるもの
ビオトープ	(1) 営利を目的としないものであって、ビオトープに関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの
鳥獣保護	(1) 営利を目的としないものであって、鳥獣保護に関する活動に対し、富士市長又は都道府県知事以上の表彰を受けたもの (2) その他市長が認めるもの